

4. 執行機関

(5) 委員の兼業禁止規定の該当事例に関する調 (令和3年4月1日 から 令和5年3月31日 まで)

① 都道府県分 <該当なし>

② 市区町村分

都道府県名	市区町村名	区分	選任権者の決定の内容		決定の理由	決定の年月日	都道府県知事に対する 審査請求の有無		裁判所への出訴の有無	
			兼業禁止規定 に該当すると 決定したもの	兼業禁止規定 に該当しないと 決定したもの			審査請求の結果	出訴の結果		
大阪府	箕面市	固定資産評価審議 委員会		○	地方自治法第180条の5第6項の規定に 該当する兼業の事実は認められなかつ たため。	R3. 11. 30	無		無	
計	1団体		0件	1件			0件		0件	